

第 8 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表3の項中「私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）」を「学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立のものに限る。以下この項及び9の項において「私立高等学校等専攻科」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「同法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表8の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表9の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第2の9の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第3の2の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。